

は し が き

労働保険（労災保険・雇用保険）・社会保険（健康保険・厚生年金保険）の申請書、届出書の書き方に関する実務書は数多く出版されていますが、初めて事務担当者になった人には難しく、少し勉強した人には物足らずの感が否めません。また、実務者セミナーに参加する多くの受講生に接しまして、「労働・社会保険」の仕組みを理解している人が余りに少ないのにびっくりしました。仕組みを理解していないのに、完璧な申請書や届出書をいくら書こうとしても無理というものです。

一方、多少の実務経験がある人が、ちょっと変わった事例に遭遇したときに、適切な解説をし、具体的な記載例のある実務書の少ないのも現実です。

もっとも、「労働・社会保険の届出書」は相当数ありますから、すべての届出書を網羅することは不可能というものです。実務者にとって絶対に必要な届出書は当然として、業種によっては必要ないものでも、別の業種では必要とする等どこに基準をおくかが大変難しいところです。

そこで本書は、まず労働保険とはどういうものか、社会保険とはどういうものかをしっかり理解していただくことを第一義としました。

次に、初めて「労働・社会保険」の実務担当者になった人が、最低限知っておかなければならない「届出書」の書き方について、具体的な記載例を挙げて解説をしました。

特に、記載に当たって注意すべき事項を解説するだけでなく、この届出書を記載するには、どういう資料が必要か、どうしたら手に入るかを詳しく解説しましたので、初めて事務を担当する人も安心して処理できるものと考えています。

次に、日常業務では頻度は少ないけれども、1年に1度は必ず提出しなければならない書類、特殊な事例等は、章を改めて記載例と共に解説しました。

したがって、本書は、初心者でも、実務経験者でも、必要としたときに、必要な箇所を見ることによって有効に活用していただけるものと確信します。

労働保険は従業員を1人でも雇用していれば加入が義務づけられています（これを強制加入といいます）。一方、社会保険は、法人であれば（株式会社・有限会社等）、すべて加入が義務づけられています。つまり、法人であれば社長1人でも強制加入となるわけです。

このように労働・社会保険は会社にとってはきわめて重要な業務といえます。この業務を怠りますと、従業員がケガや病気になったときに適切な保険給付が受けられなくなったり、退職後、厚生年金等に不利益が生じないとも限りません。

本書は、事務担当者のみならず事業主や経営幹部にもぜひ読んでいただいて、労働・社会保険に大いに関心をもってもらい、従業員の福利厚生の上上に励んで欲しいと願っています。

なお、本書の出版にあたっては株式会社日本法令出版部単行本課の相崎弘さんと、太田陽子さんに格別のご協力をいただきましたことを、深く感謝する次第です。

平成8年4月15日

川端 重夫
上出 和子

改訂版を出版するにあたって

平成8年に初版を発行してから20数年が経ち、今回で15回目の改訂版となりますが、この間法律の改正も数多くありました。年号も平成から令和に変わり、多くの書式の改正もありました。最近では、令和4年に育児・介護休業法の改正があり、給付の方法も複雑になってきました。

その他、最近の主な改正を見てみますと、

- ①平成28年にいわゆる個人番号法が施行され、多くの届出様式に、個人番号の記載が必要となりましたが、平成30年3月5日からは、年金に関する各種届出については「個人番号または基礎年金番号」のいずれかを記載することになりました。
- ②令和2年4月1日より、特定の法人（資本金、出資金の額が1億円を超える法人等）には、一部の書式の届出については「電子申請」とすることが義務化されました。
- ③令和2年9月1日以降発生した労災事故から、複数事業での業務を起因とするケガ・病氣・障害・死亡が労災保険給付の対象となりました。これを「複数業務要因災害」といいます。給付基礎日額の計算も複数事業の賃金額を合計して計算することになります。
- ④令和2年12月25日より、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係法令の一部を改正する省令」により押印が廃止されましたが、これにより手続が簡素化されました。
- ⑤令和4年より育児・介護休業法の改正が3回にわけて行われ、4月1日の改正では、育児休業制度の周知の方法や育児休業取得の意向確認について規定されました。10月1日からは男性の育児休業取得の促進を目指して「出生時育児休業制度」が創設され、育児休業の取得の仕方や育児休業給付の支給申請について細かく規定されました。令和5年4月からは、常時雇用する従業員数が1,000人を超える事業主には、男性の育児休業取得状況について、年1回公表することが義務づけられました。

電子申請が進んでいますが、手続書類の正しい書き方を知らなければなりません。本書を有効に活用されて、新しい時代の流れに遅れることのないよう期待致します。

今回の改訂版発行には、出版部出版課単行本係の吉岡幸子さんの格別のご協力に深く感謝する次第です。

令和5年6月

川端 重夫 上出 和子

CONTENTS

◆————◆ 第1章 公的保険とは ◆————◆

1 公的保険のあらまし	26
2 労働保険とは	28
1 労災保険	28
(1) 目 的	28
(2) 加入しなければならない事業所	29
a 強制適用事業所	29
b 任意適用事業所	29
(3) 被保険者になる人	30
a 適用事業所に使用される者	30
b 特別加入者	30
(4) 保険給付の種類と内容のあらまし	32
a 業務上の災害の保険給付とその内容	32
b 通勤途上の災害の保険給付とその内容	32
c 社会復帰促進等事業による特別支給金	34
(5) 手続をする役所は	35
2 雇用保険	36
(1) 目 的	36
(2) 加入しなければならない事業所	37
a 強制適用事業所	37
b 任意適用事業所	37
(3) 被保険者になる人	38
a パートタイマー・アルバイト（短時間就労者）は	38
b 外国人は	38
c 被保険者で注意すべき事項	39
(4) 保険給付の種類と内容のあらまし	40

a	求職者給付	40
b	就職促進給付	41
c	教育訓練給付	42
d	雇用継続給付	43
e	育児休業給付	44
(5)	手続をする役所は	45

3 社会保険とは 47

1 健康保険 47

(1)	目的	47
(2)	加入しなければならない事業所	48
a	強制適用事業所	48
b	任意適用事業所	48
(3)	被保険者になる人	49
a	パートタイマーは	49
b	アルバイトは	50
c	外国人は	51
d	試みに使用される者は	51
e	任意継続被保険者とは	51
(4)	保険給付の種類と内容のあらまし	52
a	療養の給付	52
b	療養費	53
c	入院時食事療養費	53
d	保険外併用療養費	53
e	入院時生活療養費	53
f	訪問看護療養費	53
g	高額療養費	53
h	移送費	54
i	傷病手当金	54
j	出産手当金	54
k	被保険者・家族出産育児一時金	55
l	埋葬料、家族埋葬料、埋葬費	55
m	家族療養費	55

n 資格喪失後の給付	55
(5) 手続をする役所は	55
2 介護保険	57
(1) 目的	57
(2) 保険者	57
(3) 加入しなければならない人（被保険者）	57
(4) 給付の内容のあらまし	58
(5) 主な給付の種類	59
(6) 介護保険料の納付	60
3 厚生年金保険	61
(1) 目的	61
(2) 加入しなければならない事業所	62
a 強制適用事業所	62
b 任意適用事業所	62
(3) 被保険者になる人	62
a 任意単独被保険者	63
b 高齢任意加入被保険者	63
(4) 保険給付の種類と内容のあらまし	63
a 老齢厚生年金	64
b 障害厚生年金	64
c 遺族厚生年金	64
(5) 手続をする役所は	65
4 マイナンバー制度とは	66
1 マイナンバー制度とは	66
2 雇用保険の届出の場合	66
(1) 雇用保険で個人番号の記載が必要な届出・申請書	66
(2) 法人番号の記載が必要な届出書	67
3 労災保険の届出の場合	67

(1) 労災年金で個人番号の記載が必要な申請書	67
(2) 法人番号の記載が必要な届出書	68
4 社会保険の届出の場合	68
(1) 健康保険・厚生年金保険関係で個人番号の記載が必要な届出書	68
(2) 法人番号の記載が必要な届出書	69
5 押印または署名の廃止について	69

第1章に關係する書式の記載例

1 介護保険適用除外等該当・非該当届	70
2 個人番号登録・変更届	71

◆ ◆ 第2章 社員を採用したとき ◆ ◆

1 社員を採用したとき会社は	74
1 労災保険は	74
2 雇用保険は	75
(1) 資格取得手続	75
(2) 雇用保険被保険者証を紛失したとき	76
(3) 氏名に変更があったとき	77
(4) 60歳以上の人、障害者を採用したとき	77
(5) 60歳以上65歳未満の人を採用したとき	78
(6) 外国人を採用したとき	79
(7) 保険料はいつから控除すればよいか	80
3 健康保険・厚生年金保険は	81
(1) 資格取得手続	81
(2) 年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失したとき	82
(3) 年金手帳や基礎年金番号通知書を2冊以上持っているとき	83

(4) 氏名に変更があったとき	83
(5) 被扶養者のいる人を採用したとき	84
a 被扶養者とは	84
b 被扶養者になれる範囲	85
c 添付書類は必要か	86
d 被扶養者（40歳以上65歳未満）が海外に住んでいるとき	86
e 被扶養配偶者が20歳以上60歳未満のとき	86
(6) 65歳以上の人を採用するとき	87
(7) 社会保険の報酬とは	87
a 標準報酬月額とは何か	88
b 被保険者資格取得時の標準報酬月額の決め方	88
c 保険料はいつから控除すればよいか	89
4 企業年金基金への手続は	90

第2章に関する書式の記載例

1	雇用保険被保険者資格取得届	92
2	雇用保険被保険者証再交付申請書	93
3	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	94
4	高年齢雇用継続給付支給申請書	104
5	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	107
6	基礎年金番号通知書再交付申請書	108
7	基礎年金番号重複取消届	109
8	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届	110
9	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届	111
10	厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届	112
11	国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届	113

◆ ◆ 第3章 社員が退職したとき ◆ ◆

1 社員が退職したとき会社は	116
-----------------------	------------

1	労災保険は	116
2	雇用保険は	116
	(1) 雇用保険の失業給付の受給要件	117
	(2) 離職した者に対する基本手当の所定給付日数	119
	a 一般の受給資格者	119
	b 障害者等の就職困難者	119
	c 特定受給資格者および一部の特定理由離職者	120
	(3) 退職理由によって失業給付の受給に違いがある	123
	(4) 給付制限を受けない離職理由	124
	(5) 失業給付の受け方	125
	(6) 満65歳以上の者が離職したときに受けられる求職者給付	125
3	健康保険・厚生年金保険は	126
	(1) 資格喪失手続	126
	(2) 健康保険被保険者証の回収ができないとき	127
	(3) 退職後の健康保険任意加入を希望するとき	127
4	保険料はいつまでの分を控除するのか	128
	(1) 雇用保険料	128
	(2) 健康保険料・厚生年金保険料	129
5	退職者に対する指導と注意事項	129
	(1) 退職後すぐに再就職しない人へ	129
	(2) 年金受給者の退職者医療制度について	129
	(3) 70歳に達し、老齢年金の受給資格のない人へ	130
	(4) 育児・介護で休業中または所定労働時間短縮中に離職した人へ	130

第3章に関する書式の記載例

1	雇用保険被保険者資格喪失届	131
2	雇用保険被保険者離職証明書	132
3	受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高齢雇用継続給付延長申請書	135

4	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	136
5	健康保険被保険者証回収不能届	137
6	健康保険任意継続被保険者資格取得申出書	138
7	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	140

◆◆ 第4章 社員に異動・変動があったとき ◆◆

1	社員が結婚したとき	142
1	雇用保険の手続	142
2	社会保険の手続	142
2	社員の住所が変わったとき	143
3	被扶養者に増減があったとき	144
1	社員が結婚して、配偶者を被扶養者にするとき	145
2	子供が生まれたとき	147
3	子供が就職したり、結婚したりしたとき	148
4	社員が離婚したり、配偶者が就職したりしたとき	149
5	配偶者が会社を辞めたとき	149
6	家族（被扶養者）が死亡したとき	150
4	社員が転勤になったとき	151
1	雇用保険の手続	151
2	社会保険の手続	152

5	給与に大幅の変動があったとき	153
6	正社員からパートタイマーになったとき (またはパートタイマーから正社員になったとき)	155
	(1) 被保険者になる人	156
	(2) 社会保険被保険者数が101人以上の会社の場合	156
	(3) 社会保険被保険者数が100人以下の会社の場合	156
7	健康保険証を紛失したとき	157
8	社員が60歳の定年になり、引き続き雇用されたとき ..	157
	1 雇用保険の手続	158
	◎ 高年齢雇用継続給付について	158
	2 社会保険の手続	160
9	60歳以上の社員の給与が下がったとき	161
10	社員が65歳・70歳になったとき	162
11	社員が死亡したとき	164
	1 資格喪失手続	164
	(1) 雇用保険の手続	164
	(2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）の手続	164
	2 各種保険給付の内容と受給手続	165
	(1) 健康保険の給付	165
	(2) 厚生年金保険の給付	166
12	社員を出向させたとき	167

1	国内にある会社に出向した場合	167
(1)	労災保険の手続	167
(2)	雇用保険の手続	167
(3)	社会保険の手続	168
2	海外にある会社に出向した場合	169
(1)	労災保険の手続	169
(2)	雇用保険の手続	170
(3)	社会保険の手続	170

第4章に関する書式の記載例

1	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届	172
2	健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届	173
3	国民年金第3号被保険者住所変更届	174
4	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届 〔出生〕	175
5	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届 〔就職〕	176
6	健康保険被保険者・家族埋葬料（費）支給申請書	177
7	雇用保険被保険者転勤届	179
8	健康保険被保険者証再交付申請書	180
9	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書	181
10	高年齢雇用継続給付受給資格確認票・ （初回）高年齢雇用継続給付支給申請書	183
11	厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者 該当届	184
12	健康保険被保険者・家族埋葬料（費）支給申請書	185
13	年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	187
14	労働者災害補償保険特別加入申請書（海外派遣者）	195
15	労働者災害補償保険特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書 （海外派遣者）	196

◆◆ 第5章 社員が病気・ケガ・出産等をしたとき ◆◆

1	業務上の災害となる判断基準	198
2	通勤途上の災害となる判断基準	200
3	業務上の病気やケガのとき	202
1	病院で診てもらっただけのとき	202
2	病院を変えるとき	203
3	通院するとき	204
4	会社を4日以上休むとき	205
5	休業補償給付を受給中に死亡したとき	207
6	傷病の療養開始後、1年6カ月経過したとき	208
7	ケガや病気が治ったが、障害が残ったとき	209
8	介護を受けるとき	211
9	死亡したとき	212
4	通勤途上のケガや病気のとき	215
1	通勤災害で病気やケガをしたとき	217
2	通勤災害で病気やケガをし4日以上休業したとき	218
3	通勤災害の他の保険給付について	218
5	仕事に関係のない私傷病のとき	219
1	療養のため長期に休業し給与の支給がないとき	219
(1)	傷病手当金が支給される条件	220

(2) 支給される傷病手当金の額	221
(3) 第三者の起こした災害による傷病手当金について	222
(4) 退職後の傷病手当金について	223
(5) 法人役員の傷病手当金について	223
(6) 傷病手当金と厚生年金等との調整について	224
(7) 傷病手当金を受給中に死亡した場合について	224
2 健康保険証で診てもらえないとき (装具が必要なとき・海外で治療したとき等)	225
3 療養費が高額になったとき	227
4 高額介護合算療養費	230
6 社員・配偶者等が出産、育児休業をしたとき	231
1 出産手当金の支給申請手続	232
2 出産育児一時金の支給申請手続	234
3 産前産後休業中の保険料免除手続	235
(1) 出産前に申し出た場合	236
(2) 出産後に申し出た場合	236
4 妻が国民年金第1号被保険者の場合の保険料免除手続	236
5 産前産後休業終了後の報酬月額改定手続	237
(1) 産前産後休業終了時報酬月額変更の条件	238
(2) 算定の仕方	238
(3) 報酬月額改定月と適用期間	238
(4) 報酬月額改定の手続	238
6 育児休業の申出があったとき	239
(1) 社会保険料の免除申請の手続	241
(2) 育児休業給付金の受給資格確認の手続	242

(3) 育児休業給付金の支給申請手続	243
(4) 有期契約労働者が育児休業を取得する場合	245
6の2 出生時育児休業の申出があったとき	245
7 育児休業が終了し、職場復帰したときの手続	246
(1) 育児休業等終了時改定の手続	247
(2) 厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出の手続	248
7 社員が介護休業をしたとき	248
(1) 支給要件	249
(2) 支給金額	250
(3) 貸金との調整	250
(4) 支給手続	251

第5章に関する書式の記載例

1	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書 (業務災害のケース)	253
2	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書 (業務災害のケース)	255
3	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書 (交通(移送)費用証明書)	257
4	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受け る指定病院等(変更)届	258
5	労働者死傷病報告	259
6	休業補償給付支給請求書 複数事業労働者休業給付支給請求書 休業特別支給金支給申請書	260
7	未支給の保険給付支給請求書 未支給の特別支給金支給申請書	266
8	障害補償給付複数事業労働者障害給付支給請求書 障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金支給申請書	267
9	障害補償年金・障害年金前払一時金請求書	270
10	年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)	271
11	介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給請求書	276
12	介護に要した費用の額の証明書	277

13	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書 遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書	278
14	遺族補償年金・遺族年金前払一時金請求書	280
15	遺族補償一時金・複数事業労働者遺族一時金支給請求書 遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書	281
16	葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書	283
17	年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)	285
18	療養給付たる療養の給付請求書(通勤災害のケース)	292
19	第三者行為災害届(業務災害・通勤災害)(交通事故・交通事故以外)	294
20	休業給付支給請求書/休業特別支給金支給申請書	299
21	健康保険傷病手当金支給申請書	305
22	交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による 傷病(事故)届	310
23	健康保険被保険者・家族療養費支給申請書	317
24	健康保険被保険者・被扶養者・世帯合算高額療養費支給申請書	319
25	健康保険出産手当金支給申請書	321
26	健康保険被保険者・家族出産育児一時金支給申請書	324
27	健康保険被保険者・家族出産育児一時金内払金支払依頼書	326
28	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届	328
29	健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届/ 厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額 相当額変更届	329
30	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)/ 終了届(取得時)	330
31	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)/ 終了届(終了時)	331
32	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・ 所定労働時間短縮開始時賃金証明書	332
33	育児休業給付受給資格確認票・ (初回)育児休業給付金支給申請書	333
34	育児休業給付金支給申請書	334
35	育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書	335
36	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届/ 厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額	

	変更届	336
37	厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	337
38	介護休業給付金支給申請書	338

◆ ◆ 第6章 会社の定例年間事務 ◆ ◆

1	会社の定例事務とは	340
2	毎月行う保険料控除の事務処理	340
1	労働保険料は	340
2	社会保険料は	341
3	年1回行う労働保険の年度更新とは	341
1	継続している事業の年度更新の方法	342
(1)	保険料の納付の方法	343
(2)	申告書提出期限と保険料納期限	343
2	保険年度の中で保険関係が成立した事業は(単独有期事業を除く)	344
(1)	保険料の延納の方法	345
(2)	延納した場合の納期限	345
(3)	年度更新の方法	345
3	有期事業の労働保険料の申告と納付	346
(1)	一括有期事業の場合	346
(2)	単独有期事業の場合	348
(3)	保険料の納付の方法	348
(4)	分割納付の方法	348
4	労働保険料の計算方法は	349
(1)	労災保険料額の計算	349

(2) 雇用保険料額の計算	349
5 労働保険でいう賃金の範囲は	350
4 社会保険の報酬月額算定基礎届（定時決定）とは	352
1 標準報酬月額の決定方法は	353
⑩ 4月分の報酬とは	354
⑪ 報酬支払基礎日数とは	354
⑫ 4月、5月の途中で入社した場合は	354
⑬ 報酬支払基礎日数17未満の月があるときは	355
⑭ 昇給差額が出たときは	355
⑮ 4月、5月、6月中に休職給がある場合	355
⑯ 7月、8月の退職予定者は	355
⑰ 4月、5月、6月の平均額が年間平均額より 非常に差があるとき	355
2 標準報酬月額はいつから改定されるのか	356
5 社会保険の報酬月額変更届（随時改定）とは	356
1 随時改定の要件とは	357
2 給与額に大幅な変動があったとき	358
⑩ 報酬支払基礎日数の確認	359
⑪ すべての報酬が計算の対象に	359
⑫ 上がり・上がり、下がり・下がりの原則	359
⑬ 標準報酬月額の上限・下限の人の特例	360
⑭ 変更届はいつまでに出すのか	360
⑮ 昇給差額等が支給されたときは	361
3 年間報酬の平均で随時改定を行う場合	361
4 標準報酬月額はいつから改定されるのか	362

6	賞与等の支払いがあったとき	363
1	保険料の計算方法	364
2	手続の仕方	365
3	保険料控除の仕方	365
4	賞与が年4回以上支給されたら	367
5	賞与の支払いをしたとき	367
	● 保険料の納付の仕方は	368
6	支払い予定月に賞与を支払わなかったとき	369

第6章に関する書式の記載例

1	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号（甲）） 〔継続事業の例〕	370
2	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号（甲）） 〔中途成立事業所の例〕	372
3	労働保険一括有期事業報告書（建設の事業）	374
4	労働保険等〇年度一括有期事業総括表（建設の事業）	375
5	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号（甲））	376
6	労働保険関係成立届	378
7	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号（乙））	380
8	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金 保険70歳以上被用者算定基礎届	381
9	年間報酬の平均で算定することの申立書	383
10	保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び 被保険者の同意等	384
11	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	385
12	年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）	387
13	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届・保険者算定申 立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等 （随時改定用）	388

14	取締役会議事録	389
15	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	390
16	健康保険・厚生年金保険賞与不支給報告書	391

◆◆ 第7章 会社に関する変更事務 ◆◆

1	会社の名称・所在地が変わったとき	394
1	労災保険の場合	394
2	雇用保険の場合	395
	(1) 名称のみが変更になった場合	396
	(2) 名称・所在地の変更、または所在地のみ変更になった場合	396
3	社会保険の場合	397
	(1) 名称のみが変更になった場合	397
	(2) 名称・所在地の変更、または所在地のみ変更になった場合	398
2	会社が特定適用事業所になったとき	398
1	強制的「特定適用事業所」に該当したとき・該当しなくなったとき	399
2	任意特定適用事業所になるとき	400
3	任意特定適用事業所を取り消すとき	401
3	会社の代表者が変わったとき	402
4	支店・営業所等を新しく設立したとき	403
1	労災保険の場合（継続事業の場合）	404
2	雇用保険の場合	405
3	社会保険の場合	406

(1) あらまし	406
(2) 一括適用承認の基準と手続	406
5 会社を解散または事業所を廃止したとき	408
1 労災保険の場合	408
2 雇用保険の場合	409
3 社会保険の場合	411
6 会社が他社と合併したとき	412
7 社員が海外へ派遣されることになったとき	413
1 社会保険（社会保障制度）の場合	413
2 労働保険の場合	414
(1) 労災保険の場合	414
(2) 雇用保険の場合	414

第7章に關係する書式の記載例

1 労働保険名称、所在地等変更届	415
2 雇用保険事業主事業所各種変更届	416
3 健康保険・厚生年金保険適用事業所 所在地・名称変更（訂正）届（管轄内）	418
4 健康保険・厚生年金保険 特定適用事業所 該当／不該当届	419
5 健康保険・厚生年金保険 任意特定適用事業所 申出書／ 取消申出書	420
6 健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）	423
7 労働保険保険関係成立届	424
8 労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書	425
9 雇用保険事業所非該当承認申請書（4枚1組）	426
10 全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金保険一括適用承認 申請書	427
11 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号（甲））	428

12	労働保険労働保険料還付請求書	429
13	雇用保険適用事業所廃止届	430
14	健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届	431

◆ ◆ 第8章 新しく会社を設立したとき ◆ ◆

1	労働保険の新規加入手続とは	434
1	1 労災保険の加入手続	434
	(1) 継続事業の保険関係成立の手続（一般の継続事業の場合）	435
	(2) 単独有期事業の保険関係成立の手続	436
2	2 雇用保険の加入手続	437
2	社会保険の新規加入手続とは	440
1	1 全国健康保険協会管掌健康保険への新規加入手続	440
2	2 組管管掌健康保険組合への新規加入手続	444
3	3 任意適用事業所の新規加入（脱退）手続	444
	(1) 加入する場合	444
	(2) 脱退する場合	446

第8章に関する書式の記載例

1	労働保険保険関係成立届	448
2	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号（甲））	449
3	雇用保険適用事業所設置届	451
4	健康保険・厚生年金保険新規適用届	453
5	健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付（変更）申出書	455
6	健康保険・厚生年金保険任意適用申請書	456
7	健康保険・厚生年金保険任意適用取消申請書	458

◆ ◆ 第9章 総務担当者にとっておきの術 ◆ ◆

1 退職者に対する指導と留意点	462
1 定年（60歳）退職者の場合	462
(1) 雇用保険について	462
(2) 健康保険について	463
(3) 厚生年金保険について	465
2 定年退職以外の退職者の場合	466
(1) 雇用保険について	466
(2) 健康保険について	466
(3) 年金について	467
2 定年延長・再雇用者への対応と留意点	467
1 特別支給の老齢厚生年金の受給要件とは	468
2 雇用保険の高年齢雇用継続給付の受給は可能か	471
3 60歳台前半の老齢厚生年金と雇用保険との調整について	473
3 パートタイム労働者への対応と留意点	475
1 雇用保険の場合	476
2 社会保険の場合	477
4 保険給付の上手な受け方	480
1 労災保険の給付の受け方	480
(1) 業務上の災害の場合	481
a 「療養補償給付たる療養の給付請求書」の提出	481

b 「労働者死傷病報告」の提出	482
c 障害が残ったり、死亡した場合	482
(2) 通勤途上災害の場合	484
a 「療養給付たる療養の給付請求書」の提出	484
b 「第三者行為災害届」の提出	484
☐ 第三者行為災害とは	484
2 社会保険の給付の受け方	485
☐ 傷病手当金の上手な受給の仕方	486
5 保険料を計算するときの端数処理とは	487
1 労働保険料の端数処理	487
2 社会保険料の端数処理	487

● 参考資料

○ 令和5年3月分(4月納付分)からの全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料額表(東京)	490
○ 都道府県ごとの健康保険保険料率表	491
○ 令和4年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険の保険料額表	492
○ 労災保険率表(則16条関係 別表第1)	493
○ 労務費率表(則13条関係 別表第2)	494
○ 雇用保険料率表	494
○ 令和5年4月からの都道府県別現物給与価額一覧表	495
○ 高年齢雇用継続給付の給付金早見表	496
○ 標準報酬月額のみなし賃金月額に対する割合(賃金割合)に応じた支給停止率(早見表)	497
○ 在職老齢年金額早見表	498



— 第 1 章 —

公的保険とは

1・公的保険のあらまし

私たちは健康な体で毎日を元気に働いたり、遊んだりしたいと願っています。しかし、どんなに健康管理に努めたとしても、病気やケガをしたり、場合によっては障害者になったり、死亡したりすることもあります。

このように、事故に遭ってケガをしたり、病気になったり、財産を失ったりしたらどうしますか？

一般的には自分の体や財産を守るために保険に加入します。この保険に加入するかしないかは本人の自由です。このように加入が自由な保険を私的保険といいます。

これに対して保険に加入することを法律で強制されているのが、これから勉強する公的保険です。

つまり、私的保険と公的保険の違いは、私的保険は加入するのも脱退するのも本人の自由意思にまかされていますが、公的保険は従業員を1人でも雇用している会社は加入が強制され、加入する、しないの自由はありませんし、原則的には脱退することもできないという点です。

また、この公的保険は人（身体）を対象とし、物（財産）を対象としないことも特色の1つです。

公的保険は、原則として国が保険者となり（一部は市町村や健康保険組合等が保険者となる場合があります）、所得を基準として法律で定められた保険料率で保険料を徴収し、被保険者やその家族の保険事故に対して保険給付を行うものです。

<公的保険の特色>

① 法律で加入が義務づけられている

法律で加入が義務づけられているので、事業主や従業員の意思に関係なく、事業所単位で加入しなければなりません。

② 国等が責任をもって管理運営を図っている

国が保険者として費用の一部を負担し、保険料を徴収し、保険財政の管理運営を図っています。

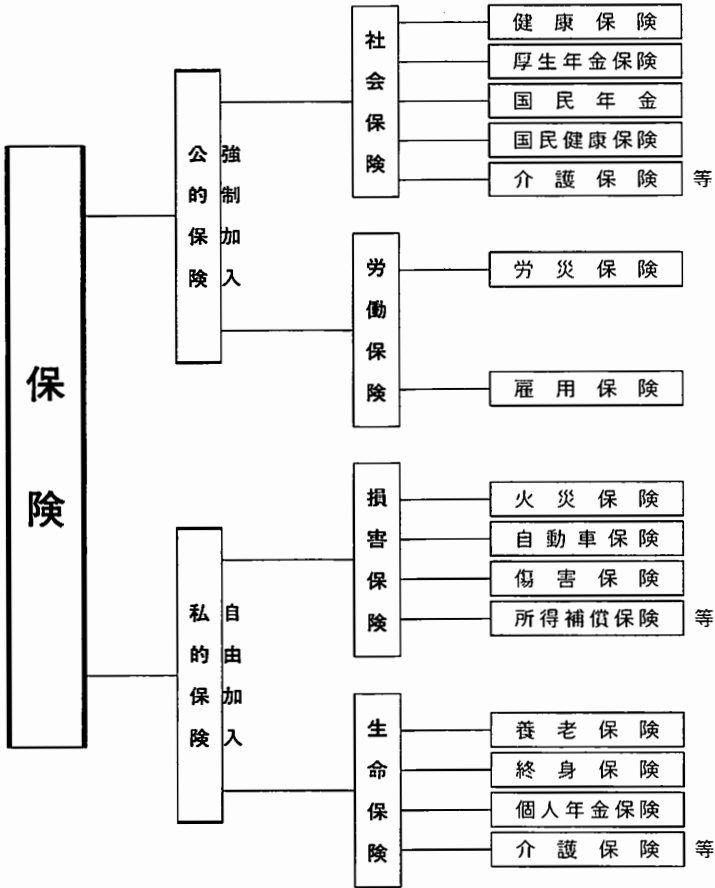
③ 負担は所得に応じ、給付は必要に応じて行う

保険料は、所得に応じて所得の高い人が高い負担をし、給付は原則とし

て必要に応じて行われます。

④ 身体を対象とし、物（財産）を対象としない

<保険の種類>



2・労働保険とは

労働保険という保険はありませんが、労働者災害補償保険（以下、労災保険といいます）と、雇用保険とを総称して労働保険と呼んでいます。

本書でも「労働保険」といったら、労災保険と雇用保険のことと理解してください。

このように労災保険と雇用保険は「労働保険」とまとめていわれますが、その目的、適用労働者の範囲、保険給付等は大きく違いますので注意してください。

1 労災保険

(1) 目的

『労働者災害補償保険法』第1条で、「業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（複数事業労働者）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定しています。

つまり、労災保険は「労働者が災害にあったときに補償してくれる保険」であり、その災害には「業務上」と「通勤途上」の負傷、疾病、障害、死亡があり、それぞれに保険給付があることになります。

その他に二次健康診断等給付と社会復帰促進等事業を行っています。

実務では、労働者の災害が業務上なのか、通勤途上なのかによって請求用紙が違いますので、判断がきわめて重要になってきます。このことについては第5章で詳しく解説します。

(2) 加入しなければならない事業所

a 強制適用事業所

労働者を1人でも使用している事業所は、次の任意適用事業所以外は、当然に労災保険の強制適用事業所とされます。

「当然に強制適用」とは、事業主や従業員の意思に関係なく、その事業が開始された日（または強制適用事業に該当した日）に、自動的に保険関係が成立し、事業主には保険料を納付する義務が生じ、従業員は業務上（または通勤途上）の災害が発生したら保険給付を受けられることとなることをいいます。

b 任意適用事業所

労災保険が強制適用にならないのは、「個人経営の、労働者数5人未満の、農林水産」の事業所です。

ただし、これらの事業所でも「業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定めた、次の事業」は労災保険が強制的に適用されます。

- ① 林業の事業で、常時労働者を使用するもの、または1年以内の期間において使用労働者延人員300人以上のもの。
- ② 総トン数5t以上の漁船による水産動植物の採捕の事業。

ただし、河川、湖沼または特定水面（東京湾・大阪湾等）において主として操業する事業は任意適用。

- ③ 特定の危険または有害な作業を主として行う事業で、常時労働者を使用するもの（上記①、②の事業を除く）。

なお、特定水面、特定の危険または有害の作業については厚生労働省の告示で示されています。



任意適用事業所が労災保険に加入するには

任意適用事業所でも、その事業所に勤める労働者の過半数の者が労災保険に加入することを希望したら、事業主は任意加入の申請をしなければなりません。また、事業主の意思によって加入申請することもできます。

なお、任意加入した事業所が労災保険から脱退するには、加入してから1年経過していること、および過半数労働者の同意があることが必要です。

(3) 被保険者になる人

a 適用事業所に使用される者

労災保険の適用を受ける労働者は、『労働基準法』第9条に規定する労働者です。この第9条に規定する労働者の定義は、「職業の種類を問わず、適用事業所に使用される者で、賃金を支払われる者」とされています。

したがって、正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇労働者等の雇用形態に関係なく、労災保険の適用を受けることになります。



適用事業所に使用される者でも次の点には注意してください

- ① 会社、法人その他の団体の代表者は、労働者ではない。
- ② 会社、法人等の役員の中で、業務執行権や代表権を持たない、いわゆる工場長、部長職等の兼務役員で、賃金を受ける者は労働者である。
- ③ 労働者か否かは、使用従属関係があり、かつ賃金の支払いを受けていれば労働者と判断する。
- ④ 派遣労働者の労災保険は、派遣元事業主の保険関係によって適用する。

b 特別加入者

労災保険は、雇用形態に関係なく、適用事業所に使用される労働者であれば適用されることはすでに述べました。しかし、労働者でない中小企業経営者・個人タクシーの運転手（一人親方といいます）や、海外在住のため日本の法律が適用されない、海外に派遣される労働者は原則として労災保険の対象者ではありません。そこでこれらの人達のために、「労災保険」に特別に加入することによって労災保険から補償される制度があります。

この特別加入者には次の3種類があります。

<第1種特別加入者>

常時300人以下の労働者を使用する中小企業の事業主（金融業・保険業・不動産業・小売業については50人以下、卸売業・サービス業については100人以下）は、次の条件を満たしていれば労災保険に特別加入することができます。

- ① その事業について労災保険の保険関係が成立していること
- ② その事業に係る労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託していること
- ③ その事業に従事する家族従事者や役員を包括して特別加入すること
(ただし、就労実態のない役員は包括加入から除外できる)



労働保険事務組合とは

労働保険料の申告・納付等労働保険に関する事務（以下、労働保険事務といいます）の処理について、中小事業主を構成員とする事業協同組合、商工会等がその構成員である中小事業主の委託を受けて、その事業主が処理すべき労働保険事務（印紙保険料に関する事務と給付に関する事務は除きます）を事業主に代わって処理し、事業主の事務処理負担を軽減しようとするもの。

（『労働保険の保険料の徴収等に関する法律』第33条に規定されています）

<第2種特別加入者>

個人タクシーの運転手、大工さん、左官等労働者を使用しないで事業を行っている者（以下、一人親方等といいます）は、その一人親方等を労働者とみなし、一人親方等が加入している団体を事業主とみなします。そしてその団体に対して保険関係が成立するとして労災事故の補償をしようとするものです。令和3年4月1日から柔道整復師、俳優や舞踏家、舞台監督などの芸能従事者、作画監督らアニメーション制作従事者、令和3年9月1日からITフリーランス、自転車を使用しての貨物運送事業を行う者、令和4年4月1日からあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、7月1日から歯科技工士も対象となりました。

<第3種特別加入者>

技術協力の事業を行う団体（国際協力事業団等）から開発途上地域で行われている事業に派遣される者、あるいは国内の事業から海外の事業に派遣される者（海外派遣労働者といいます）が、労災保険に特別加入することによって保険給付を受けようとするものです（169頁参照）。

(4) 保険給付の種類と内容のあらまし

労災保険の保険給付は、「業務上の災害」と「通勤途上の災害」とに区分され、次のような種類があります。

a 業務上の災害の保険給付とその内容

業務上の災害に関する保険給付は、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金、介護補償給付および二次健康診断等給付の8種類で、支給事由と保険給付の内容は表のとおりです。

b 通勤途上の災害の保険給付とその内容

通勤途上の災害に関する保険給付は、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、傷病年金及び介護給付の7種類です。

この保険給付の支給内容は、原則として業務上災害と同じです。ただし、保険給付の名前が業務災害の場合は、～補償給付と「補償」という文字が入っています。これは、業務災害には労働基準法によって事業主に補償義務があるのに対して、通勤災害には事業主に補償義務がないからです。

なお、「業務上災害の休業補償給付」も「通勤途上災害の休業給付」も休業第4日目から給付されます。しかし、業務上災害の場合には、労災保険から給付されない休業第1日から第3日分については、事業主に労働基準法上の補償義務が発生します。

この補償義務が発生するかしらないかが、業務上災害と通勤途上災害の違いになります。

給付の種類		支給事由	保険給付の内容
療養補償給付	療養の給付	業務上の負傷または疾病で、労災病院等で無料で診療が受けられる現物給付の制度	必要な療養の給付
	療養の費用	療養の給付が困難な場合、または療養の給付を受けないことに相当な理由がある場合	必要な療養の費用の全額を支給
休業補償給付		業務上の傷病で療養のために休業し、賃金を受けない日が第4日目に及んだとき	休業第4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%
傷病補償年金		業務上の傷病が療養開始後1年6カ月経過しても治ゆせず、傷病等級1～3級に該当したとき	傷病等級に応じて、給付基礎日額の313～245日分の年金で
障害補償給付	障害補償年金	業務上の傷病が治って障害等級の1～7級までの障害が残ったとき、年金で	障害等級に応じて給付基礎日額の313～131日分
	障害補償一時金	業務上の傷病が治って障害等級の8～14級までの障害が残ったとき、一時金で	障害等級に応じて給付基礎日額の503～56日分
介護補償給付		障害補償年金または傷病補償年金の受給権者の障害の程度が常時または随時介護を必要とする場合	原則として、その月において支出された介護費用の額
遺族補償給付	遺族補償年金	業務上の傷病で死亡したとき、一定の遺族に年金で	遺族数に応じて給付基礎日額の153～245日分
	遺族補償一時金	遺族補償年金の受給権者がいないとき、一時金で	給付基礎日額の1,000日分
		遺族補償年金の受給権者が失権し、他に受給資格者がおらず、すでに受けた年金総額が給付基礎日額の1,000日分に満たないとき	給付基礎日額の1,000日分からすでに受けた年金総額を差し引いた額

給付の種類	支給事由	保険給付の内容
葬祭料	業務上の傷病で死亡した者の葬祭を行った者に	31.5万円に給付基礎日額の30日分を加算した額（給付基礎日額の60日分が最低保障）
二次健康診断等給付	一次健康診断において血圧検査、血液検査等業務上の事由による脳血管・心臓疾患等の検査で異常と診断されたとき	脳血管および心臓の状態を把握するための医師による二次健康診断の実施。その結果に基づき、脳血管・心臓疾患の発生の予防を図るため、面接による医師・保健師による保健指導を行う

c 社会復帰促進等事業による特別支給金

労災保険では、保険事故があったときに保険給付を行うほか、労働者の福祉の増進に寄与することも目的にしています。その目的のための事業の一環として、特別支給金制度があります。特別支給金の種類と内容のあらまはは次のとおりです。

種類	支給事由	給付の内容
休業特別支給金	休業（補償）給付の受給権者	休業給付基礎日額の100分の20相当額
傷病特別支給金	傷病（補償）年金の受給権者	障害の程度に応じ（傷病等級1～3級）114～100万円の一時金
傷病特別年金*	傷病（補償）年金の受給権者	障害の程度に応じ（傷病等級1～3級）算定基礎日額の313～245日分の年金
障害特別支給金	障害（補償）給付の受給権者	障害の程度に応じ（障害等級1～14級）342～8万円の一時金
障害特別年金*	障害（補償）年金の受給権者	障害の程度に応じ（障害等級1～7級）算定基礎日額の313～131日分の年金
障害特別年金差額一時金*	障害（補償）年金差額一時金の受給権者	障害等級に応じた一定額と既に支給された障害特別年金との差額

種 類	支 給 事 由	給 付 の 内 容
障害特別一時金*	障害等級 8～14級の受給権者	障害等級 8～14級の者の算定基礎日額の503～56日分の一時金
遺族特別支給金	遺族（補償）給付の受給権者	300万円
遺族特別年金*	遺族（補償）年金の受給権者	遺族数に応じて算定基礎日額の153日分（1人）～245日分（4人以上）の年金
遺族特別一時金*	遺族（補償）一時金の受給権者	算定基礎日額の1,000日分を限度とした一時金

*印は、ボーナス特別支給金

(5) 手続をする役所は

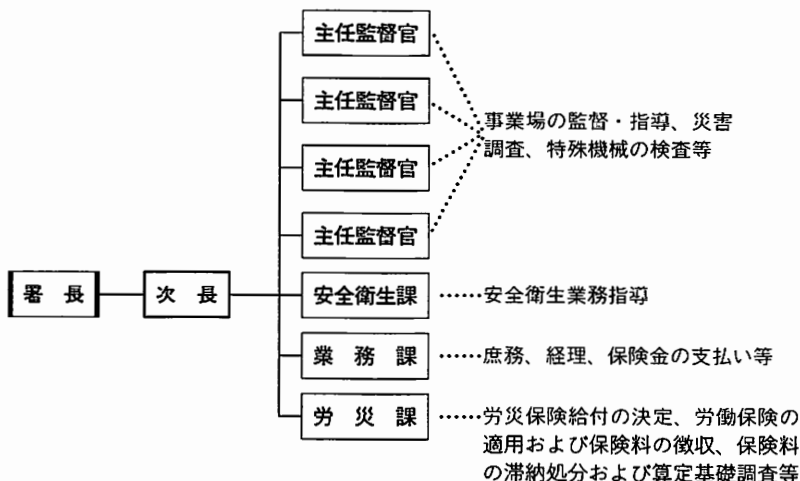
労災保険の保険関係の成立や、労災事故（業務上災害、通勤途上災害等）が発生したときの窓口は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署が受け持つことになります。

事故が発生した場合には、管轄する労働基準監督署がどこなのかがわからないと困ります。会社の事務担当者は、自分の会社の管轄労働基準監督署をしっかりと理解しておきましょう（労働保険を一括していても、一括された事業所に所属している社員が労災事故を起こした場合は、一括された所属事業所を管轄する労働基準監督署へ提出することになります）。

なお、労働基準監督署は行政規模に応じて、方面制（3～6方面制）、3課制、2課制に分かれています。

<労働基準監督署の組織と業務>

4 方面制署の例



2 雇用保険

(1) 目的

「雇用保険法」第1条で、「労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定しています。

つまり、雇用保険は、労働者が失業したときには失業給付（基本手当等の給付）を行い、失業した労働者の生活の安定や再就職の促進を図ります。

また、高齢社会や女性の職場進出等の雇用情勢の変化に対応して、「雇用の継続が困難となる事由が生じた場合」に雇用の継続を促進するために、一定

著者略歴

川端 重夫 (かわばた しげお)
川端社会保険労務士事務所所長。
㈱平凡社勤務を経て、昭和62年開業。
現在、実務者教育をしつつ、200社余りの
顧問先の指導にあたっている。
東京都社会保険労務士会所属。著書「こう
すれば社会保険労務士になれる」(中央経
済社)、「労務管理入門の入門」(税務研究
会出版局)、「よくわかる継続雇用制度導
入の実務と手続き」(日本実業出版社)等。

上出 和子 (かみで かずこ)
上出社会保険労務士事務所所長。
銀行勤務を経て、平成元年国家試験合格。
企業の顧問をしながら、法人会、東京都労
働相談情報センターなどで実務者教育講
座の講師を務める。
著書に「介護保険料の徴収と実務処理」
(日本法令・共著)、「あなた、わたしたち
の公的年金いくらもらえるの?」(ビジネ
ス情報企画)、「従業員規定ひな型集」(税
務研究会出版局)等。「月刊ビジネスガイ
ド」(日本法令)、「日経マネー」(日経
BP)等にも執筆。

本書執筆にあたり、次の著書等を参考にさせていただきました。心より感
謝申し上げます。ありがとうございました。

- ・ 小さな会社の労働・社会保険 (遠藤貞昭著、日本法令)
- ・ 月刊ビジネスガイド (日本法令)
- ・ 社会保険のてびき (社会保険研究所)
- ・ 社会保険の実務相談 (全国社会保険労務士会連合会編、中央経済社)
- ・ 社会保険委員必携 (社会保険広報社編)
- ・ パートタイム労働者をめぐる法律相談 (新日本法規出版)
- ・ 労働法全書 (労務行政)
- ・ 六法全書 (有斐閣)